

# 高遠高校コンプライアンス



高遠高等学校非違行為防止委員会

## 1 体罰

### ◇ ポイント

教職員による体罰は、生徒の人権を侵害する行為であり、教職員としてはあってはならないことであります。教育に対する期待や信頼を大きく裏切る行為であると認識するべきです。

学校教育法（第 11 条）では「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒、及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」としています。体罰とは、懲戒の内容が身体的性質のものである場合を意味し、

- ① 身体に対する侵害を内容とする懲戒——なぐる・蹴るの類
- ② 被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒、例えば、正座・直立等指定の姿勢を長時間にわたって保持させるというような懲罰は体罰の一種とされています。

また法務省（県教委）も「体罰に係わる懲戒処分等の基準」を定め、厳正な処分をしています。

### 私たちに求められること

「体罰は許されないことは分かっているが、場合によってはやむを得ないことも」と必要悪を認める体質や「子供の問題行動は力で押さえるしかない」という指導観が職場にないかどうか、教職員同士が注意し合える環境を作る必要があります。

#### （本校職員として具体的に心がけたいこと）

- ・学校全体としては気をつけられていると思う。
- ・生徒の行いの何が悪いのかを理解させることが指導であり重要である。我々自体が興奮し感情で物事を行えば、生徒はそれを見て、悪いことを論ずときには興奮して感情的になればいいのだと学んでしまう。生徒は一番身近な大人をみて学ぶ。我々は生徒が将来こうなればいいと思う理想の大人になる必要がある。
- ・カッなつたときは一度深呼吸をする。
- ・何が、どのように悪かったのかを言葉で説明する能力が欠けているために体罰に及んでしまうのではないか。
- ・自分を客観的にみている自分を一人つくっておく。

## 2 わいせつ、セクシュアルハラスメント（セクハラ）の禁止

### ◇ ポイント

- ・ わいせつ行為の定義

- ① 刑法第 176 条の規定による強制わいせつ
- ② 児童買春、児童ポルノに係わる行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第 4 条の規定による児童買春
- ③ いわゆる環境浄化条例の規定によるみだらな性行為、わいせつな行為などを指します

- ・ セクハラ

セクハラとは、「不快に感じる性的な言動」です。

「性的な言動」には、性的な関心に基づく言動だけでなく、性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動も含まれます。セクハラになり得る言動は、様々であるとともに、不快であるか否かは受け手の主観に委ねられています。したがって、自分ではセクハラに該当

しないと思う言動でも、受け手が不快に感じれば、それはセクハラになり得ます。

このような言動が問題となるのは、職場内だけでなく、外出先、出張先、勤務時間後の宴会などの場面も同じです。

スクール・セクハラ具体例には以下のようなことが挙げられます。

- 学校の中で先生や先輩・友だちからの性に関する話かけや行いによって不快な気持ちになることを言います。

- ・ 必要がないのに身長や体重等を聞くこと
    - ・ 性に関することを興味本位で聞いたり、話したりすること
    - ・ 不必要に相手の体に触れること
    - ・ 不要な電話をしたり、メールを送ったりすること
    - ・ 本人に黙って写真やビデオ等を撮ること
    - ・ 男女の性別により行動や役割分担を一方的に決めつけること
    - ・ 閉ざされた部屋で二人きりにされること
    - ・ 女性から男性に対するものもセクハラになります
    - ・ 修学旅行や部活動の遠征も含まれます
    - ・ 他人がうけている言動でも、性的な不快をおぼえる場合はセクハラになります。
    - ・ 卑猥な冗談を交わしたり、性的な話題でからかうこと。
    - ・ 食事やデートに執拗に誘うこと。
    - ・ 意識的に身体に触ったり、もたれかかること。
    - ・ 女性であるというだけで、お茶くみ、掃除、私用等を強要すること。
- これは、あくまでも一例であり、上記にない行為でも、受け手が不快に感じれば、セクハラになり得るということを忘れてはなりません。

- 県教委では「なくそう スクール・セクハラ！」(平成20年10月配布)の中で、学校関係者に周知徹底を促し、スクール・セクハラ防止委員会の設置、相談体制の構築等と呼びかけると共に、職員の研修等で、セクハラ防止、対策に力を入れ撲滅を目指している。

### 私たちに求められること

#### (1) 児童生徒の状況の的確な把握

学校職員は、児童生徒の状況を十分把握し、被害を受け、又は目撃をした児童生徒が早い段階で教職員に安心して相談や報告ができるような環境をつくる必要がある。

#### (2) セクハラに関する留意点

教職員一人ひとり、他者を不快にさせる言動をしないようにするために、セクハラになり得る具体的な言動を良く考え、認識するとともに、お互いの人格を尊重することが大切です。たとえ親しみや好意の表現として行った言動であっても、受け手が嫌がっていることが分かった時点で、すぐにやめ、決して繰り返さないようにしなければなりません。

#### (本校職員として具体的に心がけたいこと)

- ・ 面談では2人になることがある。ドアを開け、小声で話すようにしている。
- ・ 距離を保つようにしている。
- ・ 実習(身体がふれあうことがある実習)では同性同士で組んでいる。

- ・職員間では無いと思われる。
- ・意味もなく体に触れる
- ・自分のマイナス面を指摘し、それを話題の突破口にされるのは心外である。
- ・生徒を子供扱いせず、対等な存在として扱うように心がけることが必要

### 3 交通法規の遵守

#### ◇ ポイント

教職員一人ひとり、交通違反は絶対に行わないという強い意志をもち、教職員同士が注意し合える環境をつくる必要があります。（「誓い」による確認）

交通事故は、その状況によっては、教職員としてふさわしくないとして処分を受けることがあります。（報告義務があります）

特に飲酒の上での運転は、運転者の故意によるものであり、信用失墜行為に当たります。下記のとおり飲酒運転を起こした場合、懲戒免職を含む厳正な処分となります。

#### 私たちに求められること

職員一人ひとりの意識に「交通事故防止・交通法規の遵守」が浸透しているかどうか、改めて確認しながら、職場全体で取り組む必要があります。

#### (本校職員として具体的に心がけたいこと)

- ・出張などゆとりを持って出かける。
- ・スピード違反に気をつける。特に40km/h制限の道路
- ・運転中に生徒や保護者からの携帯電話への連絡は、車を止めてから対応する。
- ・スピードを出しても、到着時刻にほとんど差がない。
- ・時間に余裕を持って行動し、急がなければならない状況をつくらない。

### 4 個人情報の保護

#### ◇ ポイント

一般的に、個人情報とは、住所、氏名、年齢、職業及び収入など個人に関する情報で、特定の個人が識別されるものを言います。平成17年4月1日に「個人情報保護法」が施行されましたが、個人情報を保有している組織（学校）においては、その情報管理のあり方が問われており、十分留意して取り組まなければならない問題だと認識する必要があります。

#### 私たちに求められること

教職員一人ひとりには、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせたり、目的以外に使用しないということを常に忘れず、取り扱いで迷ったり、疑問に思ったことは、周りに相談することで、取り扱いの共有化を図るという姿勢が求められています。

行動指針「13 情報セキュリティ対策」と併せて、ミスコピーの裏面利用の際も十分注意する等、細心の注意が必要です。

(本校職員として具体的に心がけたいこと)

- ・ 個人情報の文書は溶解処分箱やシュレッダーを利用して処分
- ・ 校内規定に沿って対応
- ・ 研究室を空ける時には鍵をかける。
- ・ 学校で極力仕事を終わらせ、家に持ち帰らないようにする。

## 5 利害関係者との関係

### ◇ ポイント

県立学校の教職員にとって、利害関係者に該当するものを例示すると

- 遠足・修学旅行あっせん業者、卒業アルバム製作者
- 自動販売機によるジュース類販売業者
- 利害関係である生徒
  - ・ 高校入試合格者発表までの間の受検生
  - ・ 高等学校の全課程の終了認定に係わる生徒
  - ・ 懲戒処分を行おうとする生徒

となります。

また職務に関する倫理の保持から、下記に例示するような学校・企業等と、職務の執行の公正さに対する住民等の疑惑や不信を招くことのないよう十分注意する必要があります。

- 学生を募集している大学・専門学校、求人している企業
- 校章、運動靴、体育着、実習着、実習用具、彩画用具、楽器、副教材、学生服等の物品の取り扱い業者及び芸術鑑賞における劇団等
- 生徒の保護者

### 私たちに求められること

教職員一人ひとり、相手が利害関係者かどうか、相手方との行為が許されるかどうかなどについて疑問がある場合は、自分勝手に判断せず、管理職に相談することが必要です

(本校職員として具体的に心がけたいこと)

- ・ 可能な限り複数の業者を利用
- ・ 公私を区別する
- ・ 修学旅行時、業者からの接待と思われる行為は受けない。
- ・ 多様な保護者がいるので、対応に気を付けてトラブルにならないようにする。

### その他 職員間の同僚性を育むためになすべきこと

- ・ 書類を渡す時など、できるだけ直接渡す。メモを付けたりする。
- ・ 公開授業を活用する。(生徒の様子を知り、協力し合うことが大切)  
→互いに授業を見合う環境をつくる
- ・ 職員間でSST(ソーシャルスキルトレーニング)の研修もよい
- ・ 井戸端会談的に自由に教育を語る雰囲気づくりが必要
- ・ 日常的な相談や話し合いの場を設定し、気軽に相談し合えるシステムの構築を図る。
- ・ クラスマッチや文化祭の時には、我々も参加する。
- ・ 情報交換を頻繁に行う。
- ・ 教員同士が互いに成長し合えるような土壌が必要